

令和4年

第4回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 令和4年2月18日（金）
開会 14時00分 閉会 15時06分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 議事

第5号議案 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

2 報告

(1) 条例の提案に対する意見の申出について

- ・福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例
- ・福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- ・福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例

(2) 教育費予算に対する意見の申出について

3 協議

(1) 福岡県学校教育振興プランの改定について

【内 容】

1 出席者

教育長：吉田法稔

委員：前田恵理、木下比奈子、堤康博、久保竜二、松浦賢長

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 寺崎雅巳、教育監 合屋伸一、教育総務部長 上田哲子、
教育振興部長 松永一雄、総務企画課長 池松峰男、財務課長 後藤元、
教職員課長 田中直喜、施設課長 綾部耕二、文化財保護課長 明永好弘、
高校教育課長 井手優二、義務教育課長 塚田淳、特別支援教育課長 日高吉三郎、
人権・同和教育課長 井上幹雄、社会教育課長 中嶋健一 外

4 傍聴者等数

0名

5 議事録

【吉田教育長】

ただ今から第4回教育委員会臨時会を開催します。

本日の案件につきましては事前に配布している資料のとおりです。
審議に入ります前に、非公開発議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< な し >

【吉田教育長】

ないようでございますので、以上で、非公開発議の確認を終わります。
よって、本日の会議は、公開で審議することといたします。
それでは、第5号議案「教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を田中教職員課長、お願いします。

○第5号議案 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【田中教職員課長】

御説明申し上げます。

< 田中教職員課長が資料に沿って説明 >

【田中教職員課長】

説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

【吉田教育長】

ただいまの議案について、御質問等をお願いいたします。

【松浦委員】

外国から来る方も増えておりますが、ミドルネームの扱いはどのようになっておりますか。

【田中教職員課長】

ミドルネームにつきましては、本名の扱いです。

【松浦委員】

本名のところに記入する、ということですね。分かりました。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【久保委員】

様式の新旧対照表が載せてありますが、事務手間や紙の削減から、一覧表を作成する等、簡略化できないのでしょうか。

【田中教職員課長】

今回の議案につきましては、様式の変更でございます。様式に関しては比較ができるよう新旧対照表を載せ、どこが異なるかを示したものでございます。新旧対照表の必要性がないものは、載せておりません。

【吉田教育長】

他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようでございますので、本議案については、可決いたします。

続きまして報告事項に入らせていただきます。報告（１）「条例の提案に対する意見の申出について」の１番目「福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例」について田中教職員課長、お願いします。

○報告（１） 条例の提案に対する意見の申出について

・福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

【田中教職員課長】

以下４件の報告につきましては、２月定例県議会に提案を予定されております条例につきまして、教育委員会に意見を求める内容でございますが、知事の意見聴取の後、教育委員会にお諮りする暇がございましたので、教育長が臨時代理をし、同意する旨の回答をしております。本日はこれにつきまして報告をし、御承認をお願いするものでございます。まず「福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例」について説明させていただきます。

< 田中教職員課長が資料に沿って説明 >

【田中教職員課長】

説明は以上でございます。御承認の程よろしく申し上げます。

【吉田教育長】

それでは本案件について御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

【堤委員】

実態として、4月1日にこれだけの数がそろうのでしょうか。欠員が発生している学校もあるのではないのでしょうか。

【田中教職員課長】

実際の人数としては、今年度末定年退職者が約500人おります。このうち、大体60%が再任用をいたしますので、実質200人超が退職いたします。それに対し、高校も合わせて1,200人程度採用しますので、数については不足するということはありません。

この4年くらい正規職員の率が上がっている状況です。ただし、講師不足につきましては、4月1日転入者による学級増で講師が必要となったという場合に、既に他の仕事が決まっているということがありまして、4月以降講師を見つけることが困難でございます。年度途中の産休育休の代替等も同様に見つけることに苦勞しております。

【堤委員】

ありがとうございます。今、1,200人採用と仰いましたが、約200人が退職で減って、約1,200人が採用により増えるとなると定数より多いのではないのでしょうか。

【田中教職員課長】

そもそも欠員といいますか、非正規の講師で対応している分が約10%ありますので、これを毎年縮めていくということです。

【吉田教育長】

他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本報告について承認とさせていただきます。続きまして報告（１）の２番目、「福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について田中教職課長お願いします。

・ **福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**

【田中教職課長】

本件につきましても、条例提案にかかる教育長臨時代理の報告でございます。資料を御覧ください。

< 田中教職課長が資料に沿って説明 >

【田中教職課長】

説明は以上でございます。御承認のほどよろしく願いいたします。

【吉田教育長】

それでは本案件について御意見や御質問をお願いいたします。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようでございますので、本報告についても承認とさせていただきます。続きまして報告（１）の３番目でございます。「福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例」について塚田義務教育課長お願いします。

・ **福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例**

【塚田義務教育課長】

先の２件の条例同様教育長が臨時代理したことについて御報告をするとともに御承認をお願いするものです。

< 塚田義務教育課長が資料に沿って説明 >

【塚田義務教育課長】

説明は以上でございます。御承認のほどよろしく願いいたします。

【吉田教育長】

それでは本案件について御意見や御質問をお願いいたします。

【木下委員】

15ページの第12条(5)にある進行管理台帳とはどのようなものでしょうか。

【塚田義務教育課長】

進行管理台帳につきましては、市町村要保護児童対策地域協議会において、要支援児童等に係る支援の進行管理を行うために用いる資料になります。

【堤委員】

そもそも虐待というものは、保護者が行う行為と捉えているのでしょうか。「子どもを現に監護する者をいう」となっておりますが、例えば子どもを現に監護していないおじやおば等、そうでない者はこの虐待行為を行ってもこの条例にはひっかからないと捉えられないのでしょうか。

【塚田義務教育課長】

実際の親がいなくておじ等が子どもを現に監護している場合は、保護者と扱います。実際の親がいるにも関わらずおじ等から危害を加えられるような場合には、本来子どもを守るべき立場の保護者が適切な措置を講じていないということで、それも虐待の一種として扱い、対応していく考え方ということです。

【松浦委員】

先ほど木下委員が言及された15ページ(5)について、現実的に学校は自校の児童生徒が要対協の対象児童であるか把握しているのでしょうか。

【塚田義務教育課長】

要保護児童対策地域協議会のメンバーとして、児童相談所、市町村職員のほか、学校、警察、病院等が入って情報交換をしております。よって、学校において在籍している児童が要対協の対象児童になっていることは学校として把握しております。

【松浦委員】

小さい市町村であれば分かるのですが、人口10万規模の市であれば学校がたくさんあります。要対協に各学校から出席するということは考えにくいので、その場合に例えば教育委員会の代表が出席し、その情報を各学校に共有する仕組みの有無について教えてください。

【塚田義務教育課長】

要保護児童対策地域協議会については、各市町村の規模にもよりますが、個々の学

校の先生までが集まるのではなく、教育委員会の担当者が出席をして、在籍している学校に情報共有を行い、各学校での配慮がなされるということです。

【堤委員】

進行管理台帳は、例えば転校や進学等に連続性を持って使用できるようなものなのでしょうか。

【松浦委員】

13万規模の町の要対協に参加しておりますが、虐待があったからリストに載るわけではなく、虐待がありそうだった段階でリストに載ります。そして、経過観察なり介入なりを行い、もう大丈夫という判断になるとリストから除外されたりします。大体は幼少期から小中学校くらいまでがリストに載ることが多いです。ただし、兄弟が多い場合があり、その場合は高校生年齢の生徒の状況がリストに載っていることもあります。

【堤委員】

そのリストが引き継がれるということでしょうか。

【松浦委員】

17歳になった子どもの状況をその子が通う私立高校や県立高校が把握しているかどうか、また市町村立の小中学校とは違う難しさがあるように感じております。

【塚田義務教育課長】

転校等の市町村間の引継ぎについては、異動があった場合には、市町村間での引継ぎが適切になされるということがマニュアル化されているということです。

【吉田教育長】

他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようでございますので、本報告については承認とさせていただきます。

続きまして報告（2）「教育費予算に対する意見の申出について」を後藤財務課長お願いします。

○報告（２） 教育費予算に対する意見の申出について

【後藤財務課長】

教育費予算に対する意見の申し出について御報告を行うとともに御承認をお願いするものでございます。

＜後藤財務課長が資料に沿って説明＞

【後藤財務課長】

説明は以上でございます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

【吉田教育長】

本案件について御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

【松浦委員】

５ページの半導体関連産業ですが、県内にどれくらいの半導体企業があるのでしょうか。

【井手高校教育課長】

資料にあります「福岡県グリーンデバイス開発・生産構想」については、県商工部が所管しておりますが、これを打ち出した際に紹介されている企業数は約４００社となっております。

【吉田教育長】

他にございませんか。

＜ な し ＞

【吉田教育長】

特にないようでございますので、本報告については承認とさせていただきます。

続きまして協議（１）「福岡県学校教育振興プランの改定について」を池松総務企画課長、お願いします。

○協議（１）福岡県学校教育振興プランの改定について

【池松総務企画課長】

本プランにつきましては、７月２８日の委員協議会におきまして素案を御説明しておりましたが、その後、県教育委員会の附属機関である福岡県教育振興審議会に設置の学校教育部会において、有識者や民間企業の方など委員の方々から、それぞれの専

門性に基づく御意見をいただきながら改定案を作成しましたので、今回改めて御協議をお願いするものでございます。

＜池松総務企画課長が資料に沿って説明＞

【池松総務企画課長】

今後のスケジュールについては、本日の会議で委員の皆様から頂いた意見を踏まえまして、改定案の最終調整を行い、本プランの改定を3月の教育委員会会議において議決いただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【吉田教育長】

本案件について御意見や御質問をお願いいたします。

【前田委員】

19ページの(5)特別支援教育の推進について、施策13でインクルーシブ教育システムの構築といいながら、施策14で特別支援学校の教室を増やして、各子どもに適した教育を提供するとなっております。施策13と施策14が相反するように感じるのですがいかがでしょうか。

また、23ページの施策24で厳しい教育環境にある子どもへの支援とありますが、昨今ヤングケアラーが話題になっております。これについては、やはりどこかで政策をやっていくのでしょうか。

【日高特別支援教育課長】

インクルーシブ教育の理念と特別支援教育の対象となる児童生徒数の増加について、我々としては、障がいがある子どももない子どもも同じ場で可能な限り学べる、といった環境を作っていくことが第1の目的だと考えております。

しかし、同じ場で学ぶことができない子どもに対しては、特性に応じた適切な支援を行うために特別支援学級や特別支援学校という別の場で学ぶ環境を適切に整備していかなければならないと考えております。今は、インクルーシブ理念より、やはり少人数で手厚い支援が特別支援学級なり特別支援学校の方が受けられるため、保護者もそちらを希望する傾向にあります。理念はインクルーシブですが、実際には個別な支援を求めて、特別な場を望む保護者の数が増えているといった実態がございます。

今まで5年間は、そこが上手く調整できておらず、どちらかというと特別支援学級や学校が増えていく傾向にございましたが、これから先の5年後、10年後については、基本のインクルーシブ理念に戻って、まずは通常学級の中でどこまでやれるかと

いうことを考えて、子どもの学びの場を市町村も含め教育関係者全員で教育環境の整備を進めていきたいと考えております。

【塚田義務教育課長】

続いて、ヤングケアラーの御質問についてでございます。施策24の中には、委員御指摘のヤングケアラーの可能性のある子どもについても含まれている、と考えております。ヤングケアラーや虐待の兆候というものも、発見機能として学校に期待が大きい訳ですが、実際に虐待を受けている子どもの救済やヤングケアラーとなっている子どもの家庭が福祉施策を適切に受けられるという意味では、学校で発見して要保護児童対策地域協議会で情報共有し、福祉につなぐということが大事であると考えます。

【松浦委員】

資料2の2ページに「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、とありますが、実際にそれを図る指標や手立てというものは、どのようなものを描いているのでしょうか。

【塚田義務教育課長】

「個別最適な学び」、「協働的な学び」を図る指標は、テストや数値で現れるものではないため難しいのですが、全国学力学習状況調査の時、質問紙調査というものがございます。その中に、個に応じた指導を行っているか、協働的な学びを促すような学級内で議論する活動をしているか、というアンケート調査を実施しているところでございます。その数字を追っていくことで、こういった理念の浸透や実施がどれくらい行われているか把握できるのではないかと考えております。

【木下委員】

資料3の(11)の選ばれる県立高校づくりについて、FBSのローカル番組で、日曜日の12時35分から「福岡くん。」が放送されているのですが、その番組内で、先日、小郡高校の学食がすごい、という特集がされておりました。私たちも以前小郡高校へ視察に行き、授業を見学したのですが、その時学食に関しては全く見ておりませんでした。しかし、その番組を見ると県立高校の中で小郡高校の学食がナンバーワンとなっており、確かによく工夫されている学食でした。私はその番組を見て、福岡県の県立高校に学食があることに驚きました。当たり前と思っているところに、実は魅力があるのではないかと思います。学食にいる生徒たちの表情を見るとすごく学校生活が楽しそうで、大人は授業のことばかり考えますが、学食等も学校の魅力となることに気づきました。

あの番組に教育委員会は関わっているのでしょうか。よく高校のことが特集されております。大いに利用していく価値があるのではないかと感じました。ぜひご覧になってみてください。

【田中高校教育課参事兼課長補佐】

私も何度か番組を拝見したことがあります。県立高校の話題が紹介されるということがございますので、魅力発信のための広報活動の一環として利用していければと考えておりますので、今いただいた御意見について参考にさせていただきます。

【久保委員】

学校づくりの魅力発信・PRについて、コロナ禍の中で、久留米餅の業界でもプロジェクトが立ち上げられ、行政からの補助金で、有名人を招いてイベントをする、ということをやっております。学校も同様に魅力発信をしていく必要があると思います。今年、娘が受験生で県立高校のパンフレットを見る機会がありましたが、私立と比べるといまいちだと思いましたので、工夫が必要であると思います。

【堤委員】

県立高校は大きな組織なので、やろうと思えば単独で私立が一枚一枚やっているよりもすごい広報活動ができるはずだと思います。民間マスメディアの活用という視点があるのでしょうか。メディアのニーズを探ることが大切です。即時性、話題性、地域性にメディアは飛びついてきます。教育委員会の広報部門から、メディアを上手く活用してコストをかけずに情報を発信していくことが大事であると思いますので、広報の仕方について考えてはどうでしょうか。

【松浦委員】

私の家庭は私も妻も公立学校に通っており、子ども2人も県立高校に通っております。また、3番目の子どもも県立高校にお世話になろうと思っております。今、広報が話題になりましたが、やはり高校の評価は社会が決めます。よって、高校が実際に社会にどう関わっているかが大きいのではないかと思います。

それを痛感したのが、数年前、お正月は学校が閉まっているので、県立の特別支援学校の生徒と学校外で一緒に過ごす学生ボランティアの募集が行われておりました。本学の学生もすぐ手を挙げてぜひ参加したいと申し込んだのですが、その時点で募集は既に埋まっておりました。なぜそんなにすぐに埋まるのかなと思ったのですが、その地域の私立高校の先生と学生がボランティアとして既に申し込んでおりました。ボランティアというと我々大学職員は大学生が参加するもの、という固定観念があるのですが、高校も社会との接点を求めて、ボランティア活動を行っていることが分かり

ました。

また、12月1日に福智山の山小屋のメンテナンスやバイオトイレのメンテナンスを行う山登りの話がありまして、地域の人たちと一緒に参加したのですが、そこに県立鞍手高校から何名も参加しておりました。その状況を見たときに、私も福智山によく登るのですが、今まで鞍手高校の生徒が参加していることは知りませんでした。しかし、土日を割いて、山に登り、地域の方々と一緒に活動していることを知り、鞍手高校に対するイメージが変わりました。学校の中の魅力作り、そして広報戦略とともに、地道に色々な社会との関わりを持って行くということが県立高校にとって大切ではないかと思いました。

【前田委員】

今までなかなか県立高校と接点がなかったのですが、最近、ある学校の校長先生と話す中で、地域との関わりを持つことの大切さは実感されているように感じました。県立高校の華道部、写真部、美術部等に、お祭りがある際にポスターを書いてもらおう、イベントの時に会場を花で飾ってもらおう、記録を写真部に撮ってもらおう等、考えたら色々あるんですよね。やはりお互いができることについて情報を共有できることが大事だと思います。

また、現在受験シーズンで私も受験生と話す機会がありました。質実剛健、文武両道という県立高校の長い歴史の中で、現在でもきちっと帽子をかぶって、体育祭の時には応援や行進をやらなければならない、ということが、今までは生徒がそれに憧れていたと思うのですが、今は子どもも変わってきていて、あれが嫌だ、あれがあるから受験しない、という意見があり驚きました。伝統を押しつける学校であったら、やはり県立高校もこの先厳しいのかと思いました。実際子どもたちの意見を聞いて、子どもの要望が変わってきているということを実感したところです。

【吉田教育長】

色々とお意見を頂戴し、ありがとうございました。他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようでございますので、本案件については終了とさせていただきます。

本日の会議の案件は以上でございます。これで教育委員会会議を終了いたします。

(15:06)